

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、一般事務作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同僚の父親が平成〇年〇月に発生した自宅空き巣の犯人と関係があるのではないかと疑念を抱き、当該同僚に父親のことを質問したところ、これを機に会社から産業医への受診、会社が指定する専門医への受診を強要され、これを拒否していたところ、平成〇年〇月に自宅待機を命じられたという。

請求人は、同月〇日、会社指定の専門医とは異なるDクリニックに受診し、「統合失調症（疑）。専門医での入院治療が必要。」と診断された。

その後、請求人は平成〇年〇月〇日、会社指定のE病院に受診し、「統合失調症」と診断され、治療を開始した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、また、障害補償給付の支給要件に該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否か、及び障害補償給付の支給要件に合致するか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会(精神障害等専門部会)(以下「専門部会」という。)の意見書によると、請求人は遅くとも平成〇年〇月〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされている。当審査会としても、請求人の症状及び発病に至る経緯等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人は、日常的に同僚らが請求人の思考を混乱させたり、不安にさせる発言をしたなどと主張する。

この主張を出来事としてみた場合、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当する。しかしながら、本件の一件記録からは、請求人が主張する発言の事実が確認できず、F医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において「1年近くの経過の中での独語、幻聴あり。対人関係欠乏、被害妄想化がゆっくりと進行し、・・・」と述べていることを併せて勘案するに、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示されているとおり、請求人が主張する上記の出来事は、請求人に発病した本件疾病の特徴的な諸症状として捉えるのが相当であり、業務による心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(5) したがって、本件疾病発病前おおむね6か月間において、発病に影響した業務による出来事は認められず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) なお、請求人は、平成〇年〇月以降、上司らが請求人を病人扱いし、産業医、専門医への受診を強制するとともに、仕事を取り上げ、退職後は会社と医師が結託して復職させなかった等、主張しているが、これらは本件疾病発病後の出来事であり、評価の対象とはならない。また、この出来事は、決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)に説示のとおり、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事とは認められないことから、この出来事により請求人の本件疾病が悪化したとも認められない。

(7) 請求人からの障害補償給付請求についても、本件疾病が業務上の事由によるものとは認められず、また、治ゆ(症状固定)の状態にあるとも認められないことから、支給要件に該当しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。